

北海道農業共済組合
根室西部支所及び根室北部支所
冷暖房設備機器 GHP (ガスヒートポンプ)改修工事

仕 様 書

令和 7 年 6 月

北海道農業共済組合

1. 背景（目的）

本仕様書は、根室西部支所及び根室北部支所で使用する冷暖房設備機器 GHP（ガスヒートポンプ）の改修工事の詳細を記載したものである。

2. 概要

（１）業務の名称

根室西部支所及び根室北部支所の冷暖房設備機器 GHP（ガスヒートポンプ）改修工事（以下、「本件」という。）。

（２）完了基準

ア. 「3. 納入製品」記載の製品を調達、指定場所への納品、設置等改修工事を実施すること。

イ. 納品物及び設置等改修工事完了後の正常稼働における本組合の承認。

（３）体制

ア. 受託事業者は本件を実施できるよう体制を整備すること。

イ. 本組合からの本件に関する問い合わせに対し、受託事業者は迅速かつ適切な回答を行うこと。

（４）実施期間

ア. 納期

本組合が指定する日～設置改修工事完了（保守期間満了前）まで

また、承認を得ずに指定する日までに納入しない場合は、遅延日数１日につき、その納入しない物品の契約額の５％の金額を損害賠償として支払うこと。

イ. 納品及び設置改修工事場所

①北海道野付郡別海町西春別 109 番地 28

北海道農業共済組合 ひがし統括センター 根室西部支所

②北海道標津郡中標津町俵橋 14 線 37 番地 3

北海道農業共済組合 ひがし統括センター 根室北部支所

なお、配送に係る経費は本件の費用に含めること。

3. 納入製品

別紙一覧表のとおりとするが、落札後に納入業者が事前に担当者（高橋）の承認を得ること。

4. 保証

（１）納入設置改修工事完了後、不良個所が認められる商品や部材については、無償交換に応じること。

（２）保証期間終了後においても、明らかにメーカー側にその責が認められる故障等が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

5. 特記事項

- (1) 納入物は仕様書に準じた内容でかつ新品、同一メーカー・同一型番であること。
- (2) 納入設置改修工事業者は各納入物品の修理・メンテナンスの対応窓口となること。
- (3) 納品物の設置を行った後に、正常に一体として最良の状態で機能しない場合は、納入業者が原因究明に協力すること。
- (4) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めた場合、遅延なく出荷引受書を提出すること。
- (5) 改修工事にあたっては、工事前に本組合と十分に協議の上、決定すること。
- (6) 引き渡し後の養生がされていない場合は、搬入ルートと各部屋扉部分などの養生を責任もって行うこと。
- (7) 指示通りの配置とするが、設置時に配置場所の変更はあり得るため、引渡し前に配置について、担当者（高橋）に確認すること。
- (8) 納入する製品はすべて開梱して使用できる状態にて引き渡すこと。
- (9) 梱包材料、養生材は納入業者の責任にて全て引き上げること。
- (10) 床や壁固定が必要な場所については、固定前に担当者（高橋）に確認すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、担当者と協議し対応すること。

6. 担当

北海道標津郡中標津町西 6 条南 11 丁目 6 番地 1

北海道農業共済組合 ひがし統括センター

業務部 高橋

代(0153)77-9182

以上

根室西部支所及び根室北部支所
冷暖房設備機器 G H P (ガスヒートポンプ)改修工事

入札説明書

北海道農業共済組合

令和7年6月

入 札 説 明 書

この度、下記により入札を行いますので、希望があれば参加願います。

記

1. 入札に付する内容

- (1) 件 名 北海道農業共済組合 根室西部支所及び根室北部支所
冷暖房設備機器GHP（ガスヒートポンプ）改修工事
- (2) 工事場所
 - ① 北海道野付郡別海町西春別 109 番地 28
北海道農業共済組合 ひがし統括センター 根室西部支所
 - ② 北海道標津郡中標津町俵橋 14 線 37 番地 3
北海道農業共済組合 ひがし統括センター 根室北部支所
- (3) 仕 様 等 別紙「根室西部支所及び根室北部支所冷暖房設備機器 GHP(ガスヒートポンプ)改修工事仕様書」のとおり
- (4) 工事期間 契約締結日より本組合が指定する日保守期間満了前迄とする。

2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 本組合が指定する製品を調達し指定場所への設置及び改修工事が実施可能な業者であって今後の保守契約、修理等が可能な業者。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者または破産手続きの開始を受けて復権を得ない者に該当しない者であること。
- (3) 本組合との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、本入札に参加できない。
 - ア. 契約の履行にあたり故意に若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関しての不正行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督または検査の実施にあたり本組合担当者の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. アからオに該当する者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) (2) の規定に該当する者を、入札代理人として使用する者は、本入札に参加できない。

3. 現地説明会

(1) 日 時 令和7年7月7日(月) 10時00分

(2) 場 所 ① 北海道野付郡別海町西春別 109 番地 28

北海道農業共済組合 ひがし統括センター 根室西部支所

② 北海道標津郡中標津町俵橋 14 線 37 番地 3

北海道農業共済組合 ひがし統括センター 根室北部支所

(3) 現地説明会の希望者は、北海道農業共済組合ひがし統括センター 業務部へ
事前に申込すること。(担当：高橋 電話：0153-77-9182)

4. 入札方法

(1) 入札方法は、競争入札(最低価格落札方式)とする。

(2) 上記1の(3)の仕様等に基づき、入札書をもって行う。

なお、入札書には見積った金額に該当金額の100分の10に相当する額(消費税及び地方消費税額)を加算した金額を記載すること。したがって落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた総額をもって落札価格とする。

(3) 入札者は入札公告及び入札説明書等を熟読のうえ、入札しなければならない。

この場合において、入札説明書等に疑問があるときは、本組合担当者に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これら不明を理由として異議を申し立てすることはできない。

(4) 入札予定価格を上限として、最も低い金額で入札を行った者を落札者とする。

なお、開札後落札者が無いたときに引続いて執行する入札(以下「再度入札」という)の回数は、原則として2回を限度とする。

2回目の再度入札において落札者が無い場合の随意契約については、別紙「一般及び指名競争入札における再度入札回数並びに入札不調に係る随意契約の取扱いについて」に記載のとおりとする。

(5) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5. 入札執行会場への入場制限

入札参加者の会場の入場は、各社1名とする。

6. 入札参加申込書等の提出

(1) 提出書類

入札参加希望者は、入札参加申込書(別紙様式第1号)を作成し、事前に提出しなければならない。

なお、書類の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とし、一度提出された書類は返却しないものとする。

(2) 提出方法

- ア. 上記(1)に掲げる書類については、一括して封筒に入れ封印し、かつ、その表に企業名及び「入札参加申込書等在中」と記載のうえ、提出しなければならない。
- イ. 入札参加希望者は、提出した入札参加申込書等の取り換え、変更または取り消しをすることはできない。
- ウ. 入札参加申込書等の提出は、令和7年6月30日(月)15時までにひがし統括センターに到着するよう持参または郵送すること。
- エ. 入札参加申込書(別紙様式第1号)には、本組合担当者から連絡が取れるように、担当者の所属、氏名及び連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス)を明記すること。

7. 入札参加者の決定

入札参加申込書等の審査は、本組合代表者が行うものとし、提出された書類の審査により入札参加者を決定し、本入札に参加させる。審査の結果は、令和7年7月4日(金)17時までに担当者から電話で連絡する。

また、本業務の履行中及び履行後において、提出された書類に虚偽が判明したときは、損害賠償を求めることがある。

8. 入札を行う場所及び日時

- (1) 場 所 標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1
北海道農業共済組合 ひがし統括センター
- (2) 日 時 令和7年7月14日(月)11時00分

9. 入札者に要求する事項

- (1) 入札参加希望者は、この入札説明書を承諾の上、封印した入札書(別紙様式2号)をもって入札執行日時に入札場所において応札すること。
- (2) 代理人をもって応札する場合は、入札参加申込時に委任状(別紙様式3号)を提出することとし、さらに代理人が復代理人を選任する場合は、入札参加申込時に委任状のほか復代理人委任状(別紙様式4号)を提出すること。

10. 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者による入札または入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12. 落札者の決定方法

本組合が定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の応札額を提示した者を落札者とする。

13. 契約

入札を執行し、落札者が決定したときは、速やかに契約を締結するものとする。

14. 支払条件及び支払方法

履行期限までに契約書に定める成果物の納入が完了し、本組合が納品物を確認後、委託契約書の支払条件により支払う。

15. 資料等提出及び問い合わせ先

北海道農業共済組合 ひがし統括センター 業務部

担当：高橋

電 話：0153-77-9182

F A X：0153-77-9184

E-mail：higasi_gyoumu@nosai-do.or.jp

16. 質問等の問い合わせ

質問等がある場合は質問書（別紙様式第5号）に必要事項を記載の上、令和7年7月10日（木）12時まで上記問い合わせ先にE-mailで送付すること。

**一般及び指名競争入札における再度入札回数並びに
入札不調に係る随意契約の取扱いについて**

1. 再度入札の回数について

経理規則第107 条第1 項に係る工事等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）において、開札後落札者がいないときに引き続いて執行する入札（以下「再度入札」という。）の回数は、原則として2 回を限度とする。

2. 入札不調に係る随意契約について

（1）随意契約の執行の決定

2 回目の再度入札においても落札者がいない場合は、指名替え等を行い改めて入札を行うことを原則とする。

なお、再度入札2 回目の入札における最低入札金額と予定価格の開差が概ね 10% 以内であり、工期等の時間的な事情により特に必要と認められるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定及び経理規則第107条第2 項により、随意契約によることができるものとする。

この場合、予定価格は入札における予定価格と同一とし、予定価格調書の作成を省略することができるものとする。

（2）見積書を徴する者の決定

前記（1）により随意契約を行うために見積書を徴するときは、2 回目の再度入札の入札者のうち、入札金額と予定価格との開差が概ね10%以内であって見積書の提出を希望する者から見積書を徴するものとする。

3. 契約の相手方の決定

前記2 の（2）により見積書を徴したときは、予定価格の10%以内の範囲内で最低金額の見積書を提出したものを契約の相手方とするが、2 回目の再度入札の最低入札金額を下回る業者のうち最低見積額となる見積書提出業者とする。

4. 見積経過の報告

前記3 により随意契約を締結したときは、入札不調に係る随意契約締結報告により、直近の理事会に報告するものとする。